											\neg														\neg														
				個人市民税・県民税 森 林 環 境 税					福 井 県 坂 井 市 市区町村コード 182109					個人市民税・県民税 森 林 環 境 税							福 井 県						個人市民税・県民税 森 林 環 境 税												
													納 入 書 🖾					坂 井			<u> </u>	打		納入済通知書②															
1																			市区町村コード 1 8 2 1 0 9					税目 賦年 ⁴ 02 ⁶ 06				課年											
	口座番号 加入者名				名] [口座番号					加入者名						口 座 番 号					=	加入者名				Ż											
	00790-0-960402			2	201111111111					00790-0-960402				2	坂井市会計管理者						00790-0-960402					2	2 坂井市会計管理者												
			年	月ク	\dashv \angle	指	5	Ĕ :	番	号	-			Æ	E	月夕			指		定	番	- 5	号					年		月分	$ \downarrow $	_	指		定	番	F	<u> </u>
			+	ΠЭ	עי										<u> </u>	カン	ן ני												+	•	力)	<u>"</u>							
•		給(一括	与 徴収分	分 を含む)	億	千百	1 十	万	千	百十月	9		給(一		与 収分を	分 含む)	1	Ê	千百	5 -	F 万	千	百	十円			給(-		与 數収》	分を含	分 (む)	18 ^(f)	ê	千 百	ī +	十 万	Ŧ	百	+ P
* 斜	力	退崩	战 所	得 分							訓練	J	退	職	所(得 分									斜	力	退	職	所	待得	分								
ス 金 金		延	滞	金] 入] 金		延		滞	金									ス 金		延		滞	ř	金			27					
額		督仍	手	数 料							都		督	促	手 犭	数 料									額		督	促	手	. 数	料	T						34	
		合	計	額									合		計	額											合		計		額								
	納 期 限						í	F	月	日		納		期]	限			•	:	年		1	日		納			期		限					年	F]	日
	(特別	刂徴収衤	義務者)									特別	川徴川	又義務	6者)											(特)	別徴	収義	務者	子)				-					
1	住所	又は所	在地								1 1	主所	· 又は	所在	地											住所	i又i	は所:	在地										
	氏名	又は名	称								E	氏名	又は	名称												氏名	汉门	は名	称										
1 1 1 1	様																												納										
	Т	こ記の	とおり	領収し	ました		頁				1 L	<u></u>	上記(のと	おり	納入し	ます	•	— 令	百												めた			fi				
1						Ą	Z												4	y						T9						うちょ ⁄ター		1 1/2	Z				
!						- 1	∃ 寸												E 作	- 1						-	上記	lo d	とお	り追	通知し	 ます	۲.	E					
1						- 1	il L												Į,	- 1											め店			自					
1			(納入	者保管))	L					_	(玄	金融	機関	又は	ゆうち	5 よ錐	设行	上 等保 [·]	 管)					' ((受坂	· 対	付 町支	店店	→	福力市	井 銀 保	· 行 管) _					

市民税・県民税 納入申告書															
福	福井県坂井市長殿 (受付印)														
수 -	和	年	<u> </u>	月			日摂	2出							
-	和	年		月分		人」	— 員								
	退職の支			+	憶		百	十万	万千	百	十 円				
特別徴	市	民	税												
収税額	県	民	税												
特別常	住所(属 又は所														
徴収義務者	氏又は名	名名称													
	法人番号 又は 個人番号														

地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の 規定により、上記のとおり分離課税に係る所得 割の納入について申告します。 お問合わせ先 坂井市役所 税務課 ○課税に関すること TEL. 0 7 7 6 - 5 0 - 3 0 2 3

○納税に関すること TEL.0776-50-3024 お問合わせ先 坂井市役所 税務課 ○課税に関すること TEL.0776-50-3023 ○納税に関すること TEL.0776-50-3024